

歯科技工所の構造設備基準

(歯科技工士法施行規則第 13 条の 2 関係)

- ・ 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。

- ☐ 防音装置 ☐ 防火装置 ☐ 消火器 ☐ 照明設備 ☐ 空調設備 ☐ 給排水設備
- ☐ 石膏トラップ ☐ 空気清浄機 ☐ 換気扇 ☐ 技工用実体顕微鏡(マイクロスコープ)
- ☐ 電気掃除機 ☐ 分別ダストボックス ☐ 防塵用マスク ☐ 模型整理棚
- ☐ 書籍棚 ☐ 救急箱 ☐ 吸塵装置(室外排気が望ましい) ☐ 歯科技工用作業台
- ☐ 材料保管棚(保管庫) ☐ 薬品保管庫

- ・ 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。

- ・ 手洗設備を有すること。

- ・ 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。

- ・ 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、10㎡以上の面積を有すること。

- ・ 照明及び換気が適切であること。

- ・ 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。
ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

- ・ 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。

- ・ 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。

- ・ 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。

- ・ 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。

- ・ 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。

- ・ リモートワーク[※]を行う歯科技工士がいる場合は、個人情報の適切な管理のための特段の措置を講じていること。

(※歯科技工所以外の場所において行う、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務)